

平成23年2月4日

きりしまやま しんもえだけ
霧島山(新燃岳)噴火への当面の対応について

- 1 的確な観測監視体制の充実、強化を図り、火山活動の推移を注意深く見守り、万全の警戒体制を確立するとともに、関係機関の情報共有及び住民への適切な情報提供を図ること。
- 2 火山活動の活発化による警戒区域の拡大や、^{こうかい}降灰による降雨時の土砂災害が発生するおそれがあることから、これらの事態に対して対策を進めるとともに、避難体制を確立すること。
- 3 政府として、早急な被害状況の把握を行い、状況に応じてスピード感を持って、しっかりとした対応を図ること。特に、住民生活に大きな影響を与えている^{こうかい}降灰については、^{こうかい}降灰防除地域の指定などにより早急な対応を図ること。
- 4 宮崎県、鹿児島県及び関係市町村と密接に連携し、国と地方が一体となって、対応に万全を期すること。